

幸手市下水道事業審議会 第1回審議会

次 第

日時 令和6年5月27日（月）

午後3時00分から

場所 幸手市 水道部 会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 役員選出
- 6 役員あいさつ
- 7 諮問
- 8 議 題
 - (1) 本市下水道事業の経過と現状
 - (2) 下水道使用料改定の背景
 - (3) 今後の収益的収支の見通し
 - (4) 経営比較分析表を基にした近隣団体の状況説明
- 9 その他
- 10 閉 会

○配布資料

- ①次第（本紙）
- ②資料1 下水道審議会委員名簿ならびに事務局名簿
- ③資料2 幸手市下水道審議会条例ならびに規則
- ④資料3 第1回 議題(1)～(4)説明資料
- ⑤資料4 「経営戦略」の改定推進について
- ⑥資料5 下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項
- ⑦資料6 中川水循環センターの視察研修について（お知らせ）
- ⑧資料7 「人・水・未来をつなぐ下水道」パンフレット

令和6年度幸手市下水道事業審議会委員名簿

資料1

番号	所属団体等	氏名	区分	備考
1	幸手市私立幼稚園協会理事長	青 鹿 義 和	1号委員	
2	上高野地区代表区長	出 井 保 信	1号委員	
3	中地区代表区長	岸 本 規 生	1号委員	
4	東地区代表区長	鈴 木 徹 夫	1号委員	
5	幸手市商工会会長	梨 本 松 男	1号委員	
6	北1丁目2区長	宮 田 茂	1号委員	
7	元水道部長	秋 場 誠	2号委員	
8	日本工業大学教授	木 下 芳 郎	2号委員	
9	中川下水道事務所所長	帆 刈 章	2号委員	
10	公募	安 藤 とみ子	3号委員	
11	公募	小 林 みどり	3号委員	
12	税理士	松 澤 美 貴子	3号委員	

(各号委員のアイウエオ順)

1号委員：受益者代表

2号委員：知識経験のあるもの

3号委員：市長が認める者（公募、税理士）

令和6年度幸手市下水道事業審議会事務局名簿

番号	役 職	氏 名	備考
1	水道部 部長	落 合 和 典	
2	水道部 下水道課 課長	田 辺 英 一	
3	水道部 下水道課 計画担当 主査	杉 田 和 洋	
4	水道部 下水道課 管理担当 主査	岩 間 貴	
5	水道部 下水道課 管理担当 主査	富 田 晋	
6	水道部 下水道課 管理担当 主事	長 谷 川 諒	

住 所 〒340-0141 埼玉県幸手市大字平野9 2 3
 担当部署 幸手市役所 水道部 下水道課
 電 話 0 4 8 0 - 4 7 - 3 3 4 0
 F A X 0 4 8 0 - 4 8 - 0 1 2 0
 e-mail gesui@city.satte.lg.jp

幸手市下水道事業審議会条例

平成2年6月19日

条例第13号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、下水道事業に関し必要な調査審議を行わせるため、幸手市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平13条例35・旧第2条繰上・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 受益者代表
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(平13条例35・旧第3条繰上・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。

(平13条例35・旧第4条繰上・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平13条例35・旧第5条繰上・一部改正)

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平13条例35・旧第6条繰上)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、水道部下水道課において処理する。

(平13条例35・旧第7条繰上、平15条例7・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(平13条例35・旧第8条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年12月26日条例第26号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月19日条例第35号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月20日条例第7号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

幸手市下水道事業審議会規則

令和6年4月30日

幸手市規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、幸手市下水道事業審議会条例(平成2年幸手市条例第13号)第7条の規定に基づき、幸手市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び付議事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第3条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 付議事項の内容
- (4) 審議の経過及び結果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

2 会議録は、会長及び会長の指名する委員2人が署名しなければならない。

(会議録等の公表)

第4条 審議会は、作成した会議録を、会議資料とともに、市のホームページにより公表するものとする。ただし、次条ただし書の規定により、審議会の会議の全部又は一部を非公開とした場合にあっては、当該審議会に係る会議録及び会議資料は、その非公開部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(会議の公開)

第5条 審議会の会議は、公開とする。ただし、個人情報等の保護が必要な場合又は公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合にあっては、会長が会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第6条 審議会の会議は、議長の許可を得て、傍聴することができる。

2 議長は、会議運営上支障があると認めるときは、傍聴の制限又は拒否することができる。

3 議長は、傍聴人が議長の指示に従わないとき、又は会議の秩序を乱したと認めるときは、当該傍聴人に対して退場を命じることができる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、水道部下水道課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

幸手市下水道事業審議会

第1回審議会

令和6年5月27日（月）午後3時

幸手市 水道部 会議室

目次

はじめに

審議会の目的

P1

1. 本市下水道事業の経過と現状

① 下水道の役割

P3

② 本市の下水道と下水道使用料

P6

③ 事業の現状分析と課題

P12

2. 下水道使用料改定の背景

① 使用料単価・使用料の比較

P20

② 適切な下水道使用料の在り方

P23

3. 今後の収益的収支の見通し

① 本市公共下水道事業

P28

経営戦略による収益的収支の見通し

② 将来の事業環境と投資・財政計画

P33

はじめに

審議会の目的

幸手市下水道事業審議会条例第2条第2項の規定に基づき、
審議会に意見を求めるため、当審議会を開催します。

諮問事項と諮問の趣旨

公共下水道事業を取り巻く、
厳しい経営状況

- ・ **既存施設の維持管理**や
老朽化に伴う更新
- ・ 節水思考や人口減少により
水需要は減少傾向にあり、
下水道使用料収入は4年連続で減収



公共下水道事業を
**将来にわたって安定的に経営し、
経営健全化を図る**ために、

適切な下水道使用料の在り方

について諮問します。

1. 本市下水道事業の経過と現状

① 下水道の役割

一般的に飲料水等を上水といいます。
これに対して、家庭や工場から出る汚水と雨水を総称して下水といいます。

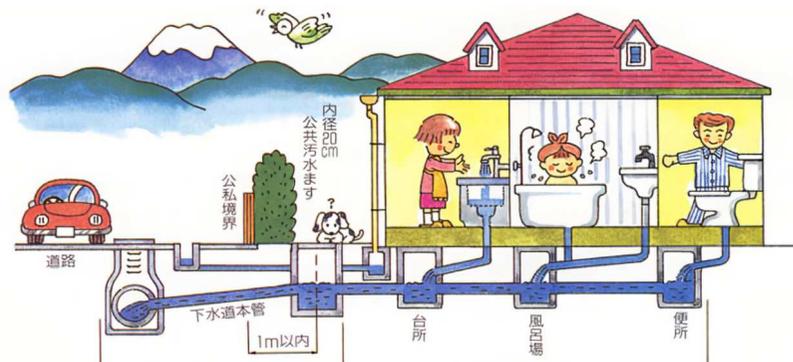
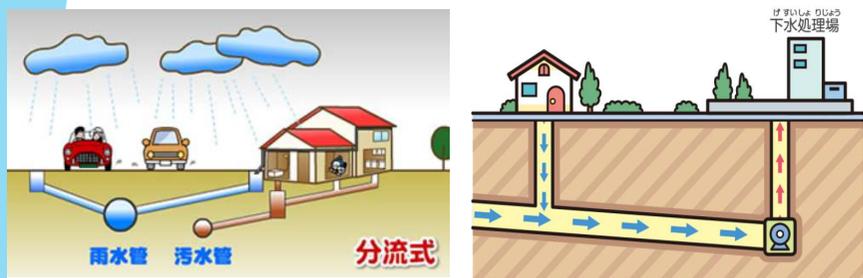
下水道とは



下水道整備の目的

昭和30年代、高度経済成長や人口・産業の都市集中により、公衆衛生が悪化し、河川や海などの水質汚濁が急速に進みました。

このため、昭和45年に下水道法が改正され、公共用水域の水質保全が目的に加わりました。



下水道・雨水

都市浸水の防除

降った雨を素早く排除して、
浸水から街を守る

下水道・汚水

生活環境の改善

トイレの水洗化と生活排水の
処理で街を綺麗にする

公共用水域の水質保全

川や海を綺麗にして生態系を
守る

1. 本市下水道事業の経過と現状

② 本市の下水道と下水道使用料

下水道使用料

汚水処理にかかる施設の維持管理費等の経費は、下水道使用料で賄うことが原則

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

* 下水道法 第20条より抜粋

費用負担区分

「雨水公費・汚水私費の原則」

1. 雨水に係る経費 = 公費（税金）など

雨水は自然現象に起因するもので、雨水の排除は都市機能の保全につながるなど、効果が広く一般市民におよぶため。

2. 汚水に係る経費 = 下水道使用料

汚水を排出する人が特定でき、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人が特定されていることから、「**受益者負担の原則**」に照らし、公費（税金）で負担すべき経費を除き**使用料**で賄う。

「受益者負担の原則」

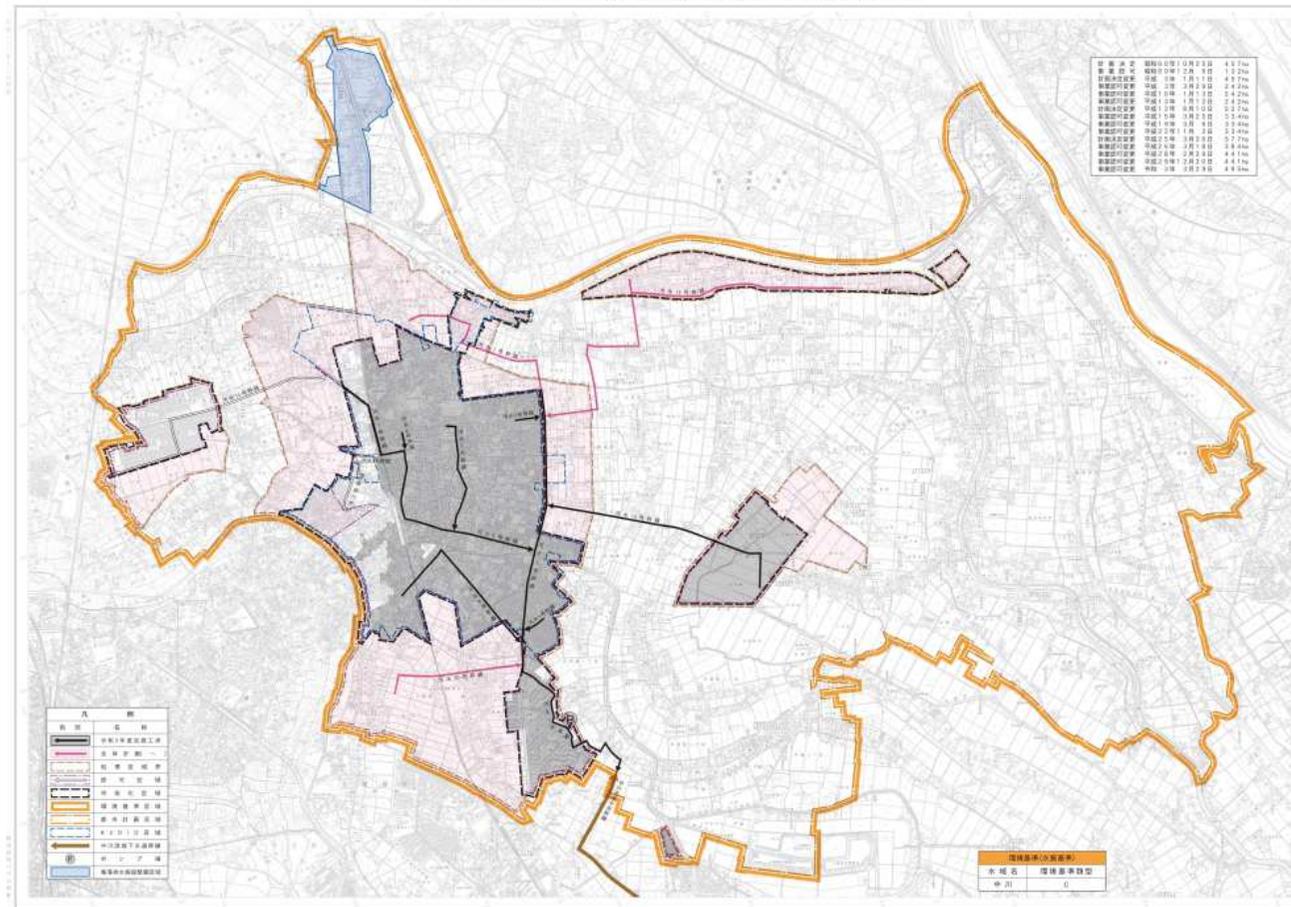
下水道が整備された区域の方しか利用できないため、下水道の建設費を市民の税金でまかなうと、下水道を利用できない区域の住民も負担することになり、不公平が生じる。そこで、**下水道というサービスにより利益を受ける者**が、その経費を負担すべきという原則。

本市の公共下水道

本市では、まちづくりの一部として昭和60年から汚水を排水するための**公共下水道**を整備しています。

- ・ **分流式** 汚水と雨水を別の管で流す方式
- ・ **全体計画** **1,012ha**
- ・ **処理済面積（汚水）** **395ha**

幸手市公共下水道事業計画図(汚水)

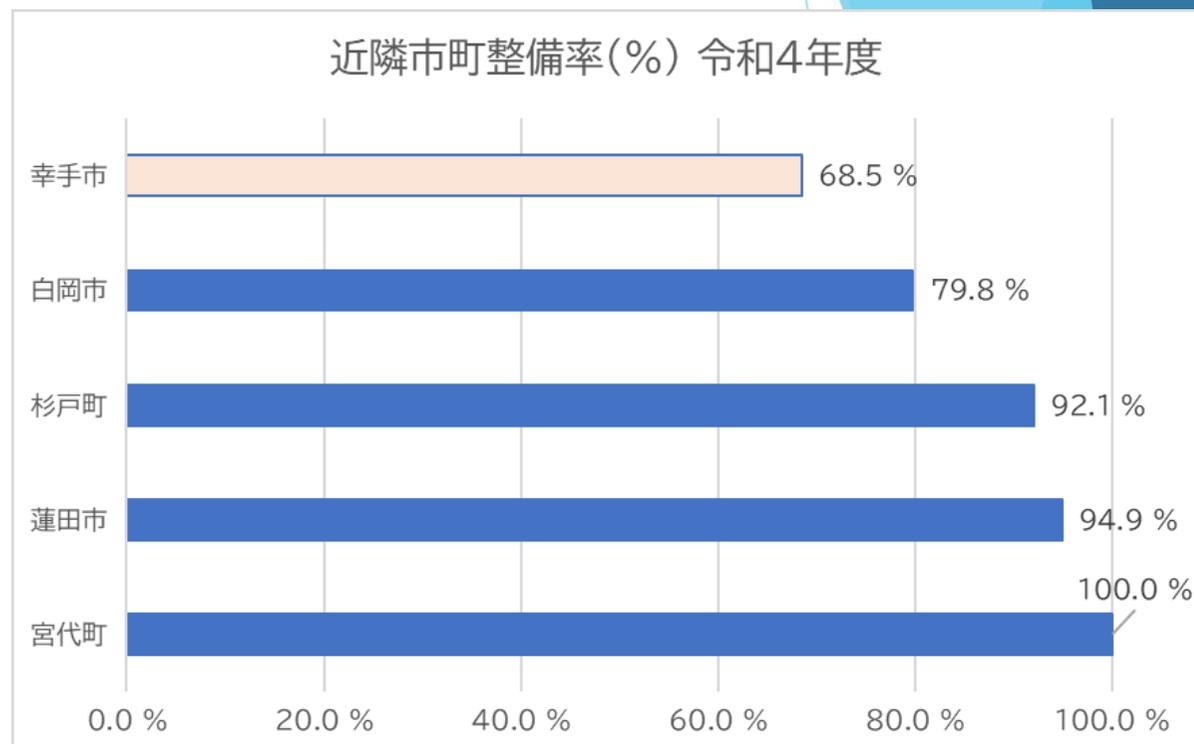


本市の汚水処理状況

本市では、**公共下水道**で汚水を処理しております。昭和60年に整備を開始し、平成3年4月1日から供用を開始しています。

現在、市街化区域面積577ha（一部調整区域含む）に対し、令和4年度整備済み面積は395haで、整備率68.5%です。**中川流域下水道の最上流にあるため、整備が他団体に比べ、遅れている状態**です。

面整備を大幅に進めることは難しいため、今後の汚水処理普及状況は大幅な増加はない見込みです。



※ 蓮田市・杉戸町は、特定環境保全公共下水道事業を含む。

本市の公共下水道

- 料金徴収区分は一般汚水のみ
- **基本使用料**に**従量使用料**を加算する**二部使用料制**
- 汚水排除量の増加に応じて使用料が高くなる
累進使用料制
- 平成3年4月1日から現行使用料のため、改定実績はなし

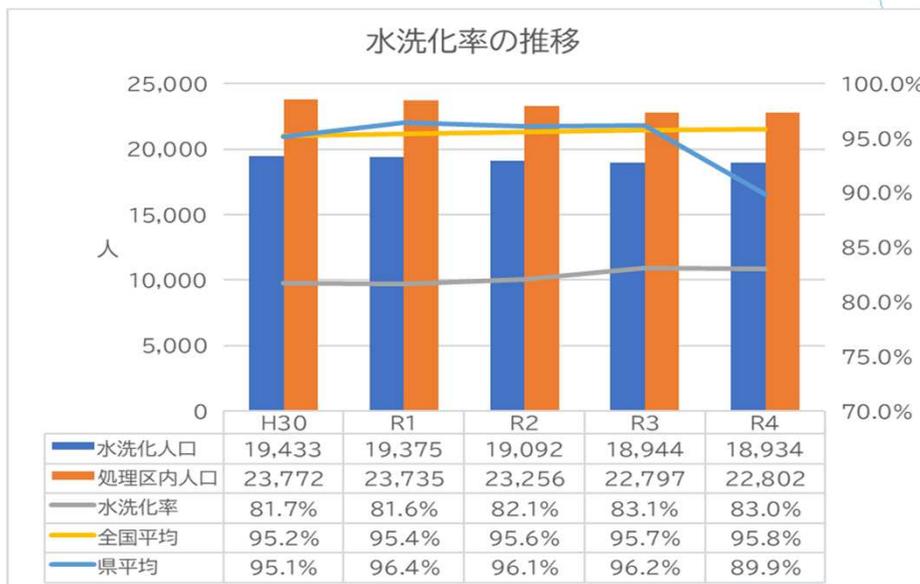
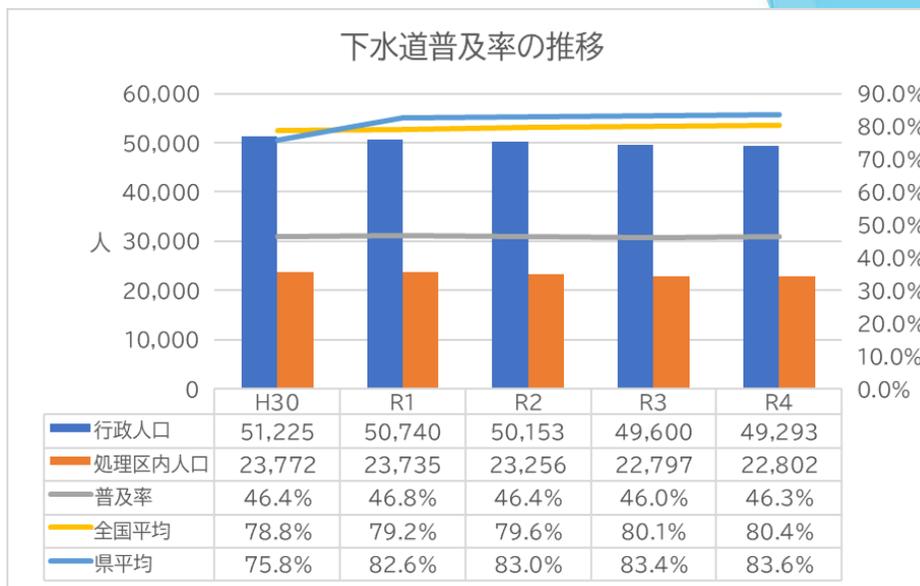
使用料体系の 概要・考え方	基本料金(税込) 一般汚水	排除汚水量10 立方メートルま で	700円×1.10
	基本料金(税込) 公衆浴場汚水		[(汚水排出量×60円)]× 1.10
	超過料金(税込)	10立方メートル を超え30立方 メートルまで	[基本料金+(汚水排出量- 10立法メートル) ×70円]×1.10
		30立方メー トルを超え60立 方メートルまで	[基本料金+(汚水排出量- 30立法メートル) ×80円+1,400円]×1.10
		60立方メー トルを超え100立 方メートルまで	[基本料金+(汚水排出量- 60立法メートル) ×100円+3,800円]× 1.10
		100立方メー トルを超え300 立方メートルま で	[基本料金+(汚水排出量- 100立法メートル) ×120円+7,800円]× 1.10
		300立方メー トルを超えるもの	[基本料金+(汚水排出量- 300立法メートル) ×140円+31,800円]× 1.10

1. 本市下水道事業の経過と現状

③ 事業の現状分析と課題

人口の推移

- **処理区内人口**
公共下水道の処理区域内の人口
- **下水道普及率 (%)**
= 処理区内人口 ÷ 行政人口
- **水洗化人口**
公共下水道の接続済の人口
- **水洗化率 (%)**
= 水洗化人口 ÷ 処理区内人口



総処理水量と有収水量の動向

- **総処理水量**

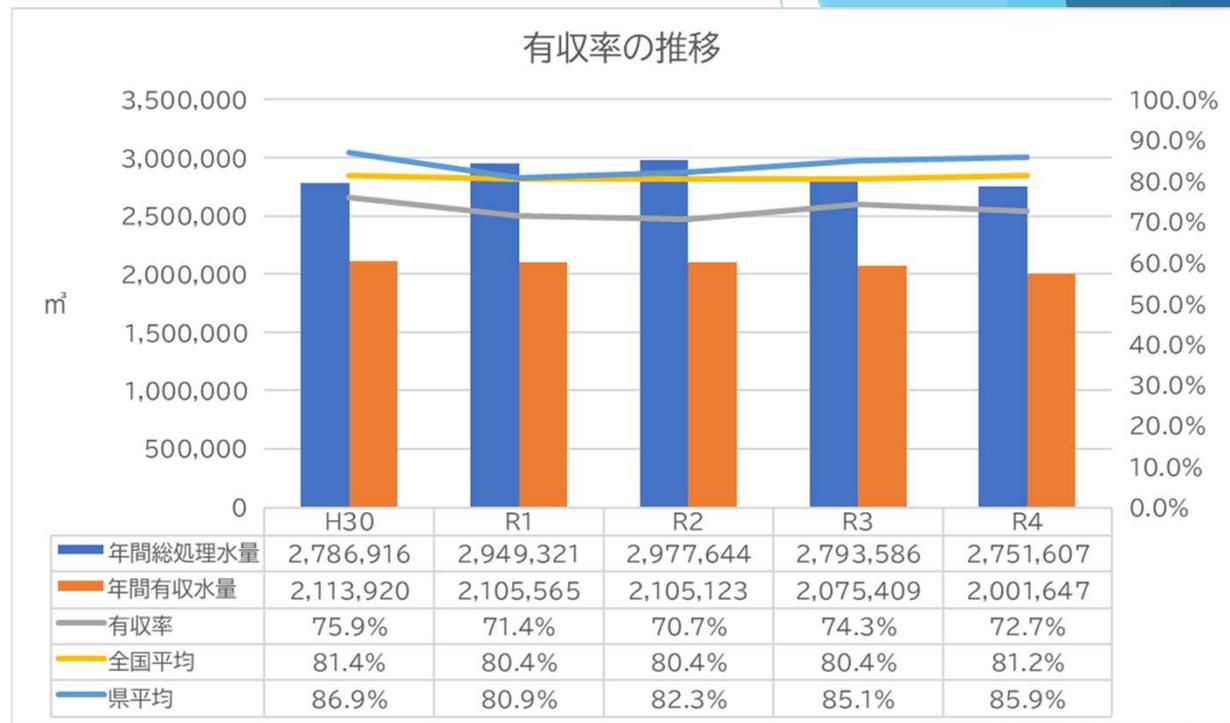
下水道処理場へ流入した汚水の総水量

- **有収水量**

下水処理場へ流入した汚水のうち、下水道使用料の徴収の対象となった水量

- **有収率 (%)**

= 有収水量 ÷ 総処理水量



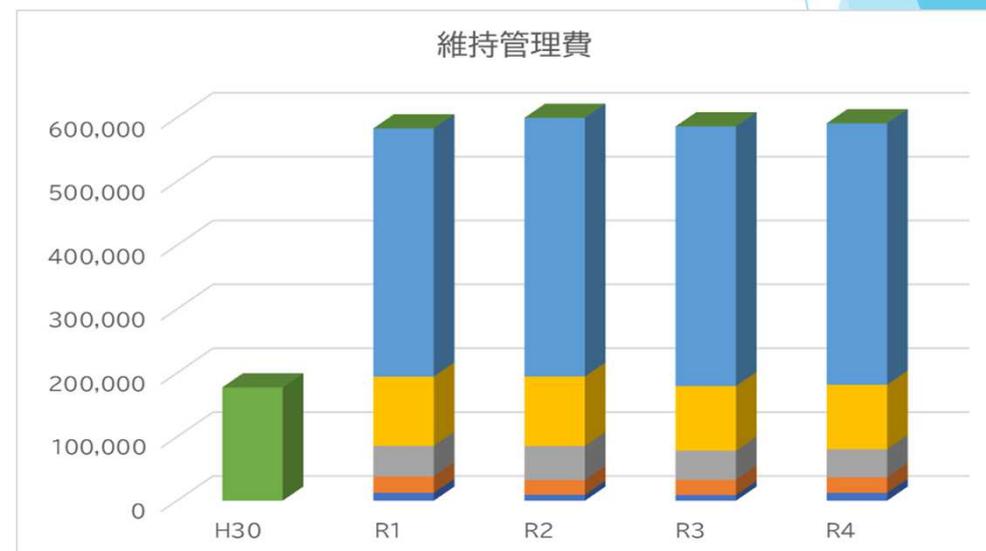
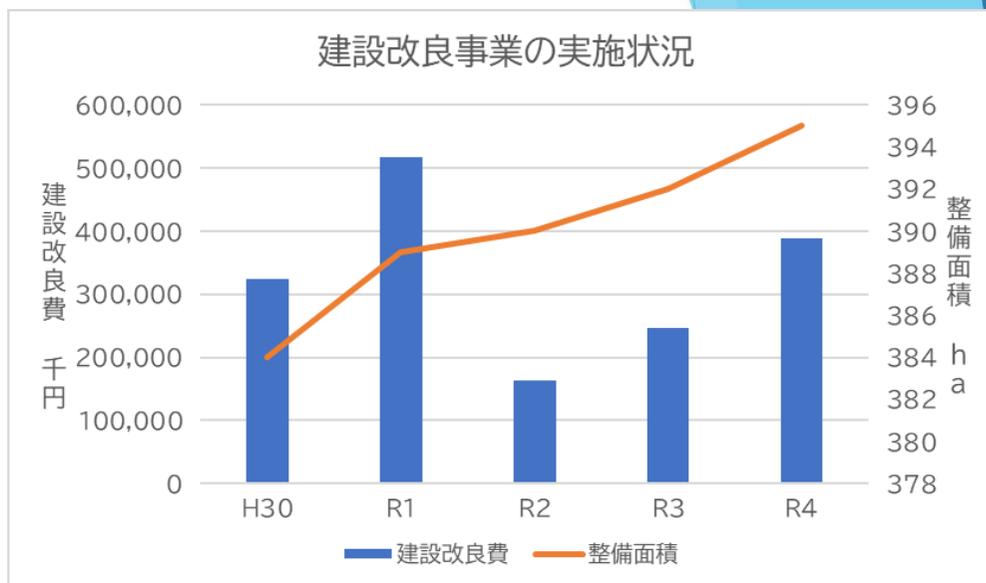
建設改良事業と維持管理費

事業計画に基づいて事業を実施するため、**建設改良事業費**は年度によるばらつきがあります。

近年も汚水整備面積は、平成30年度から令和元年度は、駅西口土地区画整理事業の進捗に合わせて整備面積が5ha伸び、令和2年度からは香日向地区への幹線管渠整備とこれに流下する中5丁目や西1丁目地区の面整備を並行して実施していることもあり、微増しております。

減価償却費を除いた**維持管理費**は、過去5年間で約1.7億円から約2.2億円の間で推移しています。

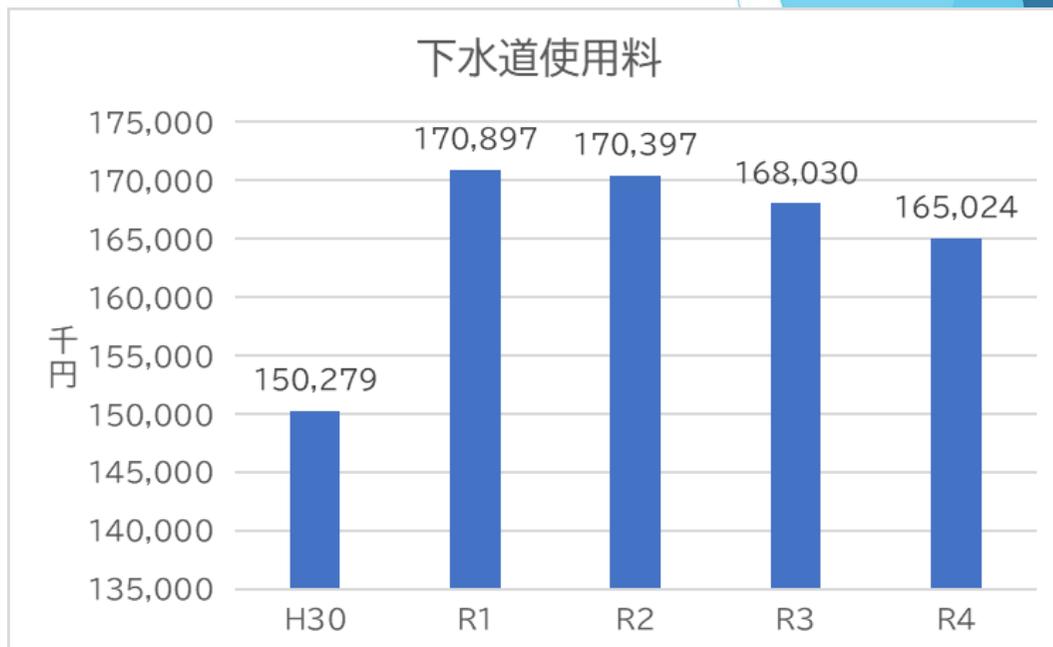
* 平成30年度は特別会計の決算のため比較ができず、各費目の合計額のみ（税込み）で計上



使用料収入

使用料収入は減少傾向です。

使用料収入として算定する有収水量が令和元年度以降の減少に伴い、下降しております。
有収水量の減少の原因として、節水機器の普及や管路の老朽化による不明水の増加が考えられます。



。

一般会計からの繰入金

公営企業会計では**一般会計との間で経費負担区分が適正**であることが求められます。

経費負担区分は、総務省の繰出基準に基づいて整理します。本市は、本来は公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担するが、それ以外の**利用者に請求すべき部分**を一般会計で賄っている「**資本的収入・基準外繰入金**」による補填が大きい状況です。

- ①基準内
- ・分流式に要する経費
 - ・水質規制費
 - ・高度処理費
 - ・臨時財政特例債 等

- ②基準外
- ・上記に該当しないもの



一般会計繰入金 (繰出基準) 単位：千円

	H30	R1	R2	R3	R4
収益的収入・基準内	160,538	188,953	170,502	160,422	163,781
資本的収入・基準内	51,927	48,642	45,201	43,163	40,720
収益的収入・基準外	0	2,506	0	0	0
資本的収入・基準外	272,783	196,285	238,688	233,731	265,042
基準外繰入金 合計	272,783	198,791	238,688	233,731	265,042
基準内繰入金 合計	212,465	237,595	215,703	203,585	204,501

経営戦略の策定状況

本市の経営戦略 策定状況

- ①令和2年度 経営戦略 策定
国交省より経営戦略に「経費回収率向上に向けたロードマップ」を盛り込むよう指示あり
- ②令和4年度 「経費回収率向上に向けたロードマップ」の内容に追加があり、一部見直し
- ③令和7年度 総務省 経営戦略改定期限
公共下水道事業の経営戦略改定予定

・「経営戦略」の改定推進について

(総務省通知 令和4年1月25日)

経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすることとされている。

毎年度の進捗管理や**3～5年毎の改定を通じて**、PDCAサイクルを確立していくことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資するものとなるものである。

・下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項

(国土交通省通知 令和2年7月22日付け事務連絡 下水道事業課企画専門官)

以下いずれかに該当している場合、社会資本整備総合交付金(国庫補助金)の重点配分の対象としない。

・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。

・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

経費回収率向上に向けたロードマップの記載事項（令和4年度）

社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイント

定量的な業績指標及び目標年限の記載例（3. ①関係）

- 経営分析には複数の指標を用いるべきであり、例として、経費回収率、経常収支比率、水洗化率等が挙げられる（経営比較分析表における経営指標の概要を参考）
- 業績指標に対し目標値を設定する際、現状値からどの程度推移しているか。現状値、中間値、目標値の設定など**段階的な目標設定**を記載すること

収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例（3. ②a関係）※

- 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること
（例：令和〇年度までに経費回収率を〇%に向上させるため令和〇年度に使用料改定を実施する）
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
（例：令和〇年度から継続して～を実施している）

支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例（3. ②b関係）※

- 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること
（例：令和〇年度に包括的民間委託等の実施により維持管理費の削減を図る）
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
（例：令和〇年度から継続して～を実施している）

※既に経費回収率100%以上の団体については、今後も100%を維持するための具体的な取組を「引き続き」実施する旨記載願います

※業績指標と業績指標達成のための具体的取組については、なるべくリンクするように記載願います

2. 下水道使用料改定の背景

① 使用料単価・使用料の比較

使用料単価

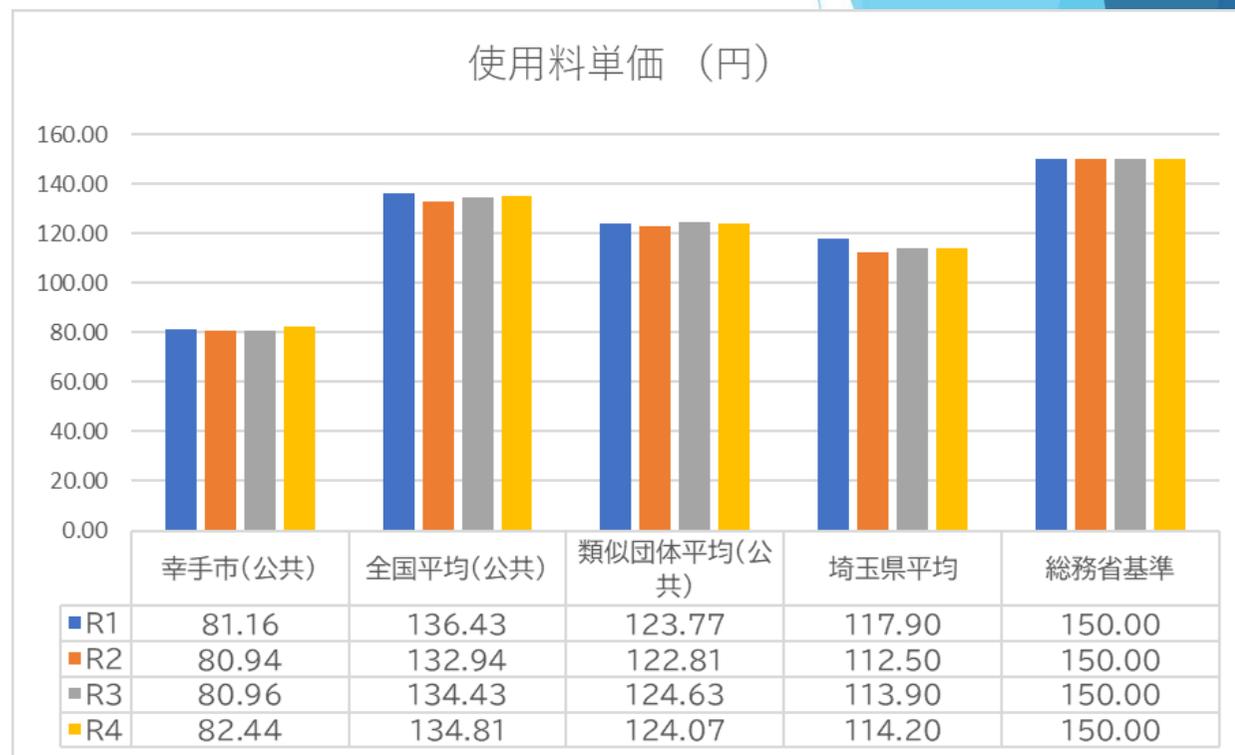
使用料単価は、処理水量 1 m³あたりの使用料収入です。

現行の使用料は、公共下水道事業は、**総務省基準単価150円を大きく下回ります。**

また、全国平均や類似団体平均、埼玉県平均と比較しても低い金額です。

出典：令和元年～4年度

下水道事業経営指標・下水道使用料の概要より



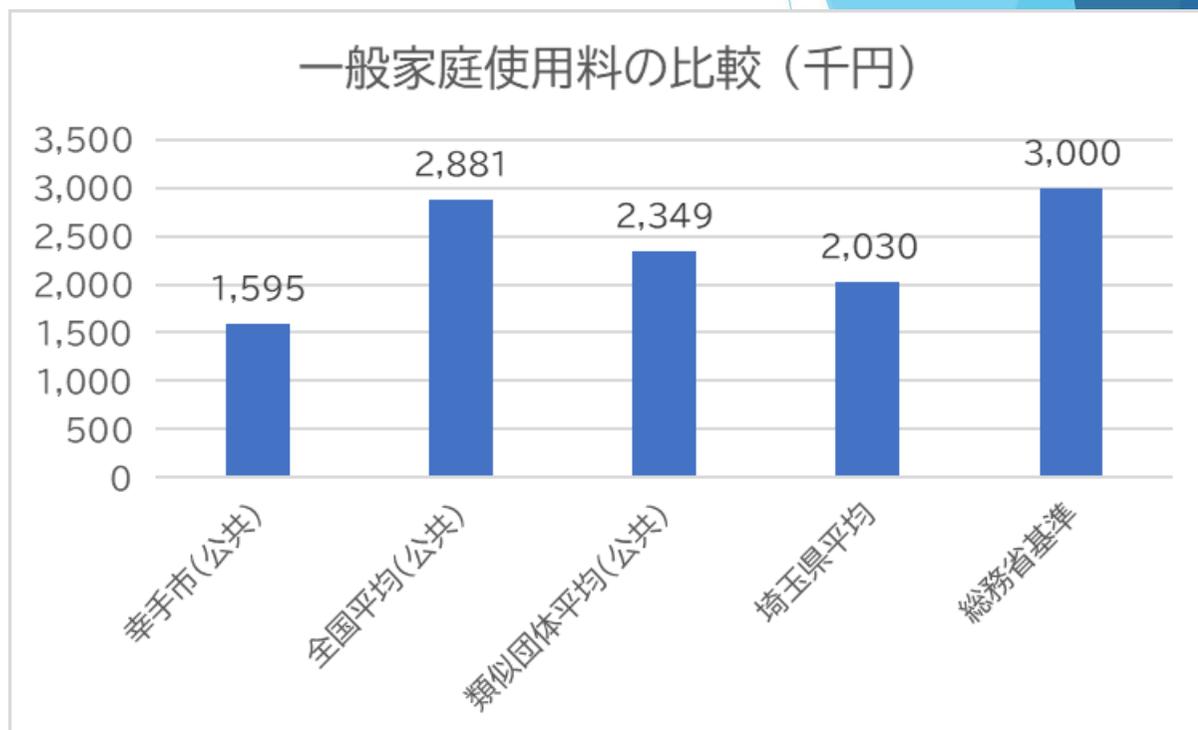
一般家庭使用料（1か月20m³あたり）

一般家庭が1か月20m³の汚水を排除した場合の下水道使用料の比較です。（令和4年度決算統計に基づく金額）

本市は、**1,595円**で、全国平均や類似団体平均、埼玉県平均と比較しても低い金額です。また、**総務省基準3,000円を大きく下回ります。**

出典：令和元年～4年度

下水道事業経営指標・下水道使用料の概要より



2. 下水道使用料改定の背景

② 適切な下水道使用料の在り方

本市下水道事業は、令和元年（2019年）度に地方公営企業へ移行しました。地方公営企業は、経営に伴う収入（料金）より経営に要する費用を賄う**独立採算制が原則**とされています。

独立採算制の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用。（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）

汚水に係る収益と費用

令和4年度は**使用料単価が82円、汚水原価が公共下水道が150円**でした。現行の使用料体系では、使用料による収益で費用を賄いきれず、汚水1 m³を処理するために**68円が不足**しています。

- ・ **汚水処理原価** . . . 有収水量1 m³あたりの汚水処理に要した費用

収益	使用料単価	82円	不足額	68円
費用 (公共)	汚水原価	150円		

使用料単価150円 総務省が求める **経営努力**

平成21年に総務省から次の通知が発出されました。

平成21年7月8日付け 総務省自治財政局通知

下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000 円 / 20 m³を前提として行われていることに留意すること。

総務省が最低限の経営努力として求める**使用料単価150円**に対して、本市の**使用料単価は82円**であり、**その差は68円**でした。

経費回収率を100%に

$$\text{経費回収率} \quad = \quad \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}}$$

(%)

経費回収率を100%に近づけるため、分母を下げ、分子を上げるための市の取り組みです。

分母：汚水処理費を下げる

- ・ストックマネジメント計画を策定し、既存施設を適切に維持管理
- ・高効率機器の導入により、省エネルギー化を図り、動力費を削減

分子：下水道使用料を上げる

- ・未接続者への普及活動

今後は・・・

- ・使用料改定により収入を増やす

本市下水道事業 経費回収率推移(%)

	R1	R2	R3	R4
幸手市・公共	54.11	53.96	53.97	54.96
埼玉県平均	94.30	92.50	93.70	93.90

なぜ経費回収率を向上させるか

国交省通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」
令和2年7月22日より

令和7年度以降で施設更新を行う際は、以下いずれかに該当している場合、**社会資本整備総合交付金（国庫補助金）の重点配分の対象としないこととする。**

①ロードマップの作成 * 今後経営戦略で策定

②①を作成のうえで

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

本市公共下水道事業（令和4年度実績）

- ①供用開始 ⇒ 33年経過
- ②使用料単価 ⇒ 82.44円（150円には67.56円不足）
- ③経費回収率 ⇒ 54.96%（80%には25.04%不足）
- ④使用料改定 ⇒ 改定実績なし

経費回収率向上の取り組みを実施しない場合、国庫補助金がもらえなくなる。
今後も香日向地区、中5丁目地区等への整備が続いていくため、
本市にとって国庫補助金の確保は必須。

3. 今後の収益的収支の見通し

①本市公共下水道事業 経営戦略による収益的収支の見通し

本市では、経営戦略を令和3年3月に策定し、（計画期間2021年（令和3年）度から2030年（令和12年）度）事業を進めています。
また、令和4年度に投資・財政計画の見直しを行いました。

経営戦略の基本方針

- 1 適切な下水道事業経営
- 2 収入の確保と負担の適正化
- 3 良好な水環境の保全や快適な生活環境を創出

1 適切な下水道事業経営

公共下水道事業は公営企業会計の適用を受け、資産管理の変更、経営戦略の策定も義務化され、資産管理を踏まえた経営に取り組む必要があります。

経営の健全性としては、公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「**独立採算制の原則**」が適用されるため、適正な事業計画と財政計画を元に、健全な財政運営を目指し持続可能な経営を行っていきます。

本市は、令和元年（2019）年度に地方公営企業法を適用したことから、経営の透明性を高め、経営状況をわかりやすく提供するよう努めます。下水道全体計画区域内の整備を進めるとともに、啓発活動により普及率と水洗化率の向上に努めます。

2 収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため収入の確保に努めるとともに、一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、収入の確保のため使用料を確実に収入するとともに、国や企業債の資金を的確に調達します。

なお、現世代の負担を後の世代に付け回すことが無いよう、適正な負担を図っていきます。

3 良好な水環境の保全や快適な生活環境を創出

「幸手市生活排水処理基本計画」に基づき生活排水対策を計画的に進めています。現在本市は老朽化し耐用年数を過ぎた施設もあるため、長寿命化を行い、計画的な更新・改修を行います。

同プランに基づき区域内の整備を進めるとともに、啓発活動により普及率と水洗化率の向上に努めます。事業認可区域内の整備を進めるとともに、啓発活動により普及率と水洗化率の向上に努めます。

また、管路・ポンプ施設については計画に基づいた長寿命化・耐震化を推進します。

3. 今後の収益的収支の見通し

② 将来の事業環境と投資・財政計画

令和4年度に見直しをした投資・財政計画で建設改良費や財源の見通しを試算し、今後の投資・財政計画を策定しました。

将来人口推計

「国立社会保障・人口問題研究所 令和5年12月22日公表 市区町村別の総人口」の将来人口推計によると、本市の将来人口は下表のとおりです。

これによると、令和2年度50,066人と20年後の令和22年度39,242人を比較すると10,824人（△21.6%）減少する見通しです。

出典：「国立社会保障・人口問題研究所 令和5年12月22日公表 市区町村別の総人口」より算出

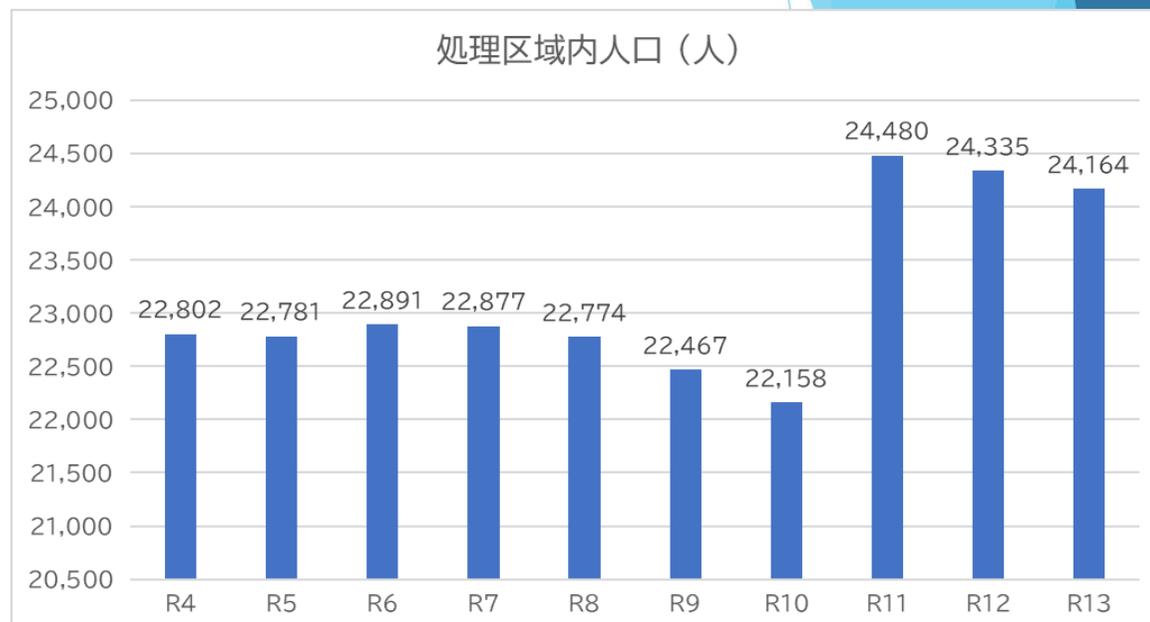


処理区内人口推計

本市の事業計画を基に計画期間内の処理区域内人口を推計しました。

これによると、令和4年度22,802人と10年後の令和13年度24,614人を比較すると、今後香日向地区への幹線管渠整備による事業拡大を見込み、1,812人（7.95%）増加する見通しです。

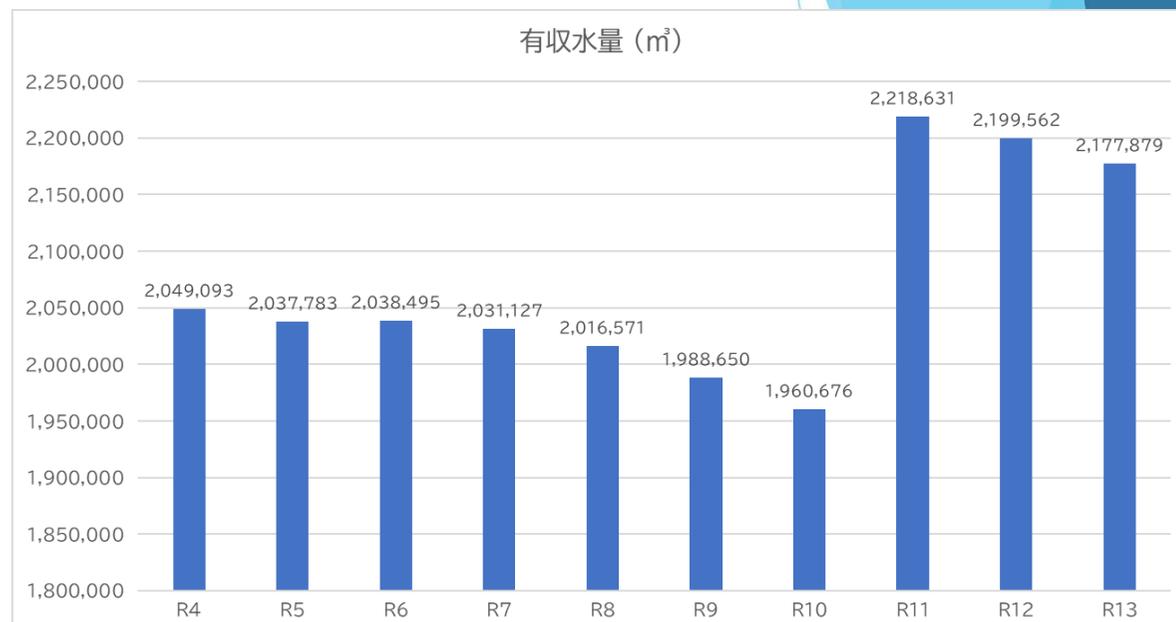
※令和4年度は決算統計の実績より
以降は本市公共下水道事業 投資・財政計画より算出



有収水量推計

処理区域内人口の予測と令和4（2022）年度の有収水量実績から将来の有収水量を予測しました。
今後香日向地区への幹線管渠整備による事業拡大を見込み、令和4年度と10年後の令和13年度を比較すると128,786m³（6.29%）増加する見通しです。

※令和4年度は決算統計の実績より以降は本市公共下水道事業 投資・財政計画より算出

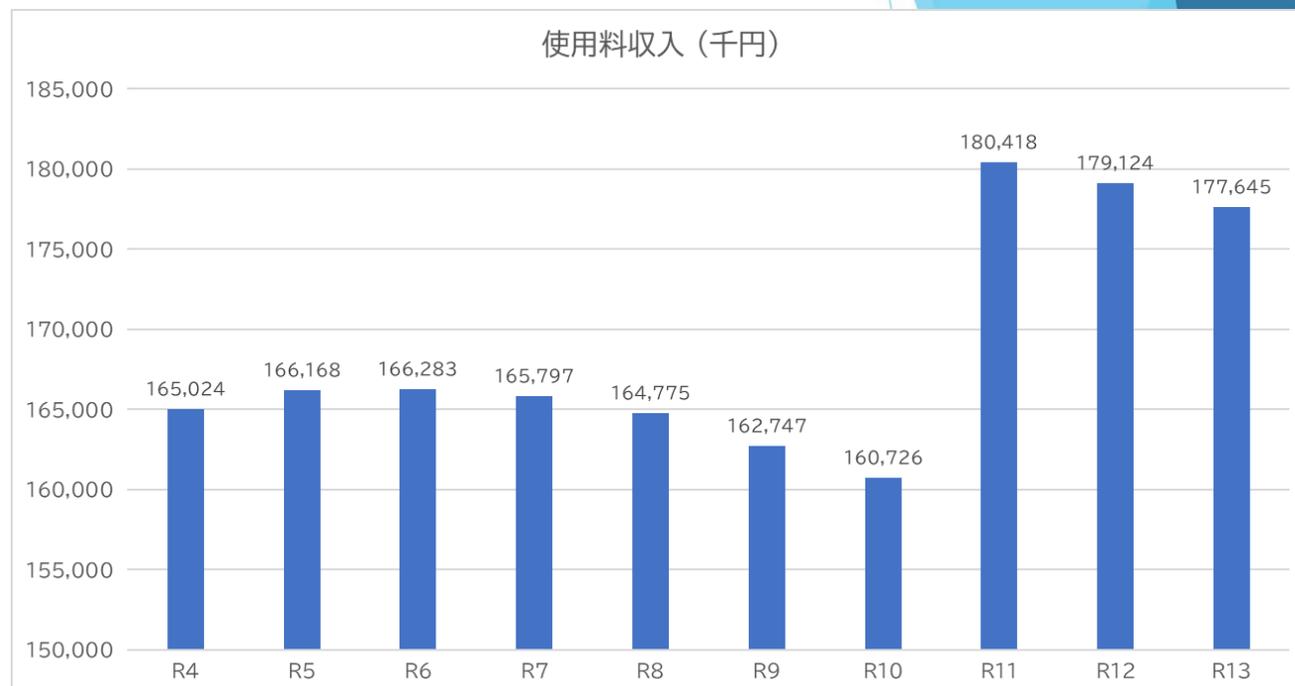


使用料収入推計

使用料収入については、新規事業の推進により、令和13年度は、今後香日向地区への幹線管渠整備による事業拡大を見込み、令和4年度と比較して1262.1万円の増収となる見通しです。

しかし、収益的収入の約9割を占める使用料収入は、前述のように今後、処理区域内人口が増加していく分、**対象経費が使用料で賄えていけるか**を検討していく必要があります。

※令和4年度は決算統計の実績より
以降は本市公共下水道事業 投資・財政
計画より算出



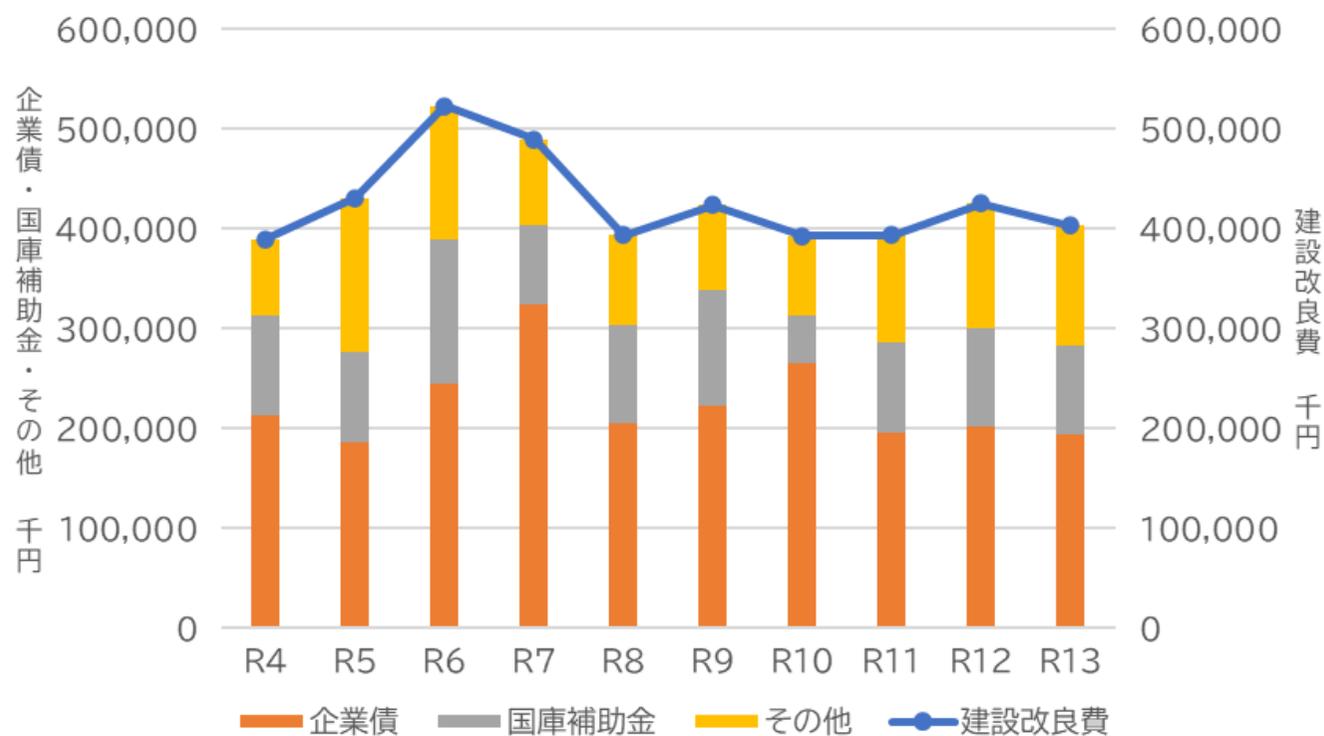
建設改良費・財源推計

建設投資は今後も定期的に行う予定です。各年度で約3.8億円から5.3億円係る見通しです。

建設改良費の財源には、主に国費と企業債が充てられます。国費（社会資本整備総合交付金等）は予定工事に対する補助率から財源を見込んでいます。

企業債は国費で賄われない分に対して借入れます。適切な借入期間を設定し、借入時期や借入先を検討することで将来負担の抑制に努めていきます。

建設改良費・財源の推移



将来推計：本市公共下水道事業 投資・財政計画より

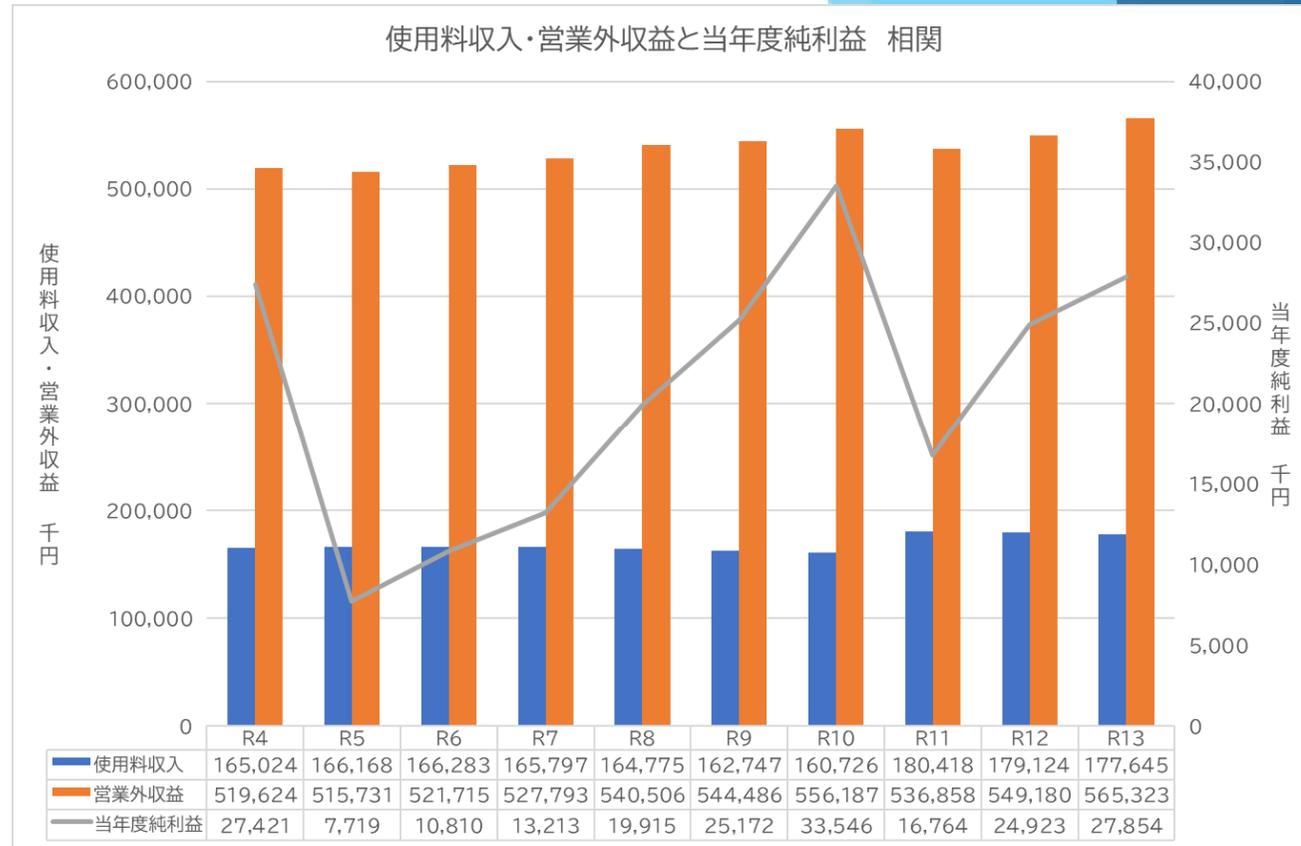
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
建設改良費	389,408	430,841	522,690	489,661	393,356	423,501	392,758	393,188	425,021	402,756
企業債	213,700	185,900	245,300	324,200	205,800	223,300	265,300	196,000	202,700	194,600
国庫補助金	100,000	91,000	143,215	78,715	97,215	114,715	47,715	90,215	97,215	88,715
その他	75,708	153,941	134,175	86,746	90,341	85,486	79,743	106,973	125,106	119,441

収益的収支の見通し

現状の経営状況は、これまでの決算収支では、営業外収益により赤字となっておりませんが、営業利益以外の営業外収益の比率が**使用料収入の約3倍あり**、下水道事業として安定した収益を計上していないと考えられます。

- 営業収益
公営企業（公共下水道事業）の一般的な「営業活動によって生じた収入」を意味する言葉です。「一般的な営業活動」は、主に使用料収入を指します。

- 営業外収益
営業外収益とは、公営企業（公共下水道事業）が本業以外の活動で経常的に得ている収益のことをいいます。公営企業では、一般会計繰入金や長期前受金戻入を指します。



参考：近隣市町の経営状況（令和4年度決算書より）

令和4年度決算書 (単位：千円)	杉戸町	宮代町	春日部市	川口市
使用料収入	306,347	234,288	2,449,198	5,803,896
営業外収益	681,300	809,947	1,981,175	2,975,281

公共下水道事業を
将来にわたって安定的に経営し、経営健全化を図るために、

適切な下水道使用料の在り方

について諮問いたしますので、審議をお願いいたします。

【埼玉県・公共下水道事業 中川流域下水道加盟団体】

経営比較分析表

団体名	処理区内人口(人)	有収率(%)	家庭料金 20m(円)	処理区域内人口 密度(人/km ²)	類似団体区分	経常収支比率(%)	累積欠損比率(%)	流動比率(%)	企業債残高 対事業規模 比率(%)	経費回収率(%)	汚水処理原 価(円)	施設利用率(%)	水洗化率(%)
幸手市	22,802	72.74	1,595	5,772.66	Cb1	104.17	0.00	84.46	2011.06	54.96	150.00	-	83.04
さいたま市	1,270,831	83.61	2,459	10,143.12	政令市等	104.31	0.00	69.64	689.72	105.77	133.25	48.38	97.75
川口市	535,288	91.21	1,998	12,285.70	Aa	115.19	0.00	82.93	551.12	92.44	122.11	-	94.35
越谷市	289,678	87.22	2,574	10,416.33	Aa	112.62	0.00	50.72	347.81	110.30	113.77	-	96.54
草加市	246,132	88.56	1,947	10,054.41	Aa	106.82	0.00	54.97	615.41	86.29	116.72	-	94.83
春日部市	208,308	89.60	2,376	9,192.76	Ab	116.20	0.00	47.27	1040.15	88.39	142.15	-	96.92
三郷市	124,177	84.82	2,214	9,137.38	Ab	111.19	0.00	44.29	1234.46	78.47	150.00	-	89.86
八潮市	73,826	83.10	1,980	8,476.00	Bb1	109.58	0.00	67.80	1429.90	76.59	133.77	-	92.09
吉川市	60,845	94.26	1,870	9,232.93	Bb1	111.17	0.00	113.69	686.39	134.77	81.43	-	97.05
蓮田市	43,160	87.12	1,980	6,451.42	Bc1	101.83	0.00	94.97	674.82	75.35	149.22	-	93.49
白岡市	37,053	86.91	2,443	7,322.73	Bc1	102.80	0.00	53.68	1270.24	74.77	150.00	-	96.35
伊奈町	34,219	92.98	2,398	6,444.26	Bc1	107.59	0.00	29.83	842.52	103.61	126.07	-	92.86
宮代町	24,626	77.39	1,883	6,566.93	Cb2	104.72	0.00	33.13	139.92	67.04	146.67	-	94.83
杉戸町	27,887	90.97	1,870	6,252.69	Cb1	119.09	0.00	32.65	1063.91	86.70	116.17	-	91.52
松伏町	19,686	89.34	2,035	7,030.71	Cb2	102.70	0.00	40.68	614.40	69.78	150.00	-	85.30
14団体平均	213,980	87.65	2,145	8,500.53	-	108.99	0.00	58.30	800.06	89.31	130.81	48.38	93.84
全国平均	-	-	-	-	-	108.70	1.34	252.29	268.07	97.47	174.75	59.97	89.76

【埼玉県・公共下水道事業】

経営比較分析表

団体名	処理区内人口(人)	有収率(%)	家庭料金 20m(円)	処理区域内人口密度(人/km ²)	類似団体区分	経常収支比率(%)	累積欠損比率(%)	流動比率(%)	企業債残高 対事業規模 比率(%)	経費回収率(%)	汚水処理原価(円)	施設利用率(%)	水洗化率(%)
幸手市	22,802	72.74	1,595	5,772.66	Cb1	104.17	0.00	84.46	2011.06	54.96	150.00	-	83.04
さいたま市	1,270,831	83.61	2,459	10,143.12	政令市等	104.31	0.00	69.64	689.72	105.77	133.25	48.38	97.75
川口市	535,288	91.21	1,998	12,285.70	Aa	115.19	0.00	82.93	551.12	92.44	122.11	-	94.35
所沢市	327,050	95.15	1,639	9,839.05	Ab	103.13	0.00	218.33	582.31	99.17	98.83	-	98.71
川越市	314,204	75.32	1,595	8,225.24	Ab	102.83	0.00	316.13	119.36	91.54	105.16	-	98.25
越谷市	289,678	87.22	2,574	10,416.33	Aa	112.62	0.00	50.72	347.81	110.30	113.77	-	96.54
草加市	246,132	88.56	1,947	10,054.41	Aa	106.82	0.00	54.97	615.41	86.29	116.72	-	94.83
春日部市	208,308	89.60	2,376	9,192.76	Ab	116.20	0.00	47.27	1040.15	88.39	142.15	-	96.92
上尾市	195,849	94.14	2,156	7,897.14	Ab	101.71	0.00	192.42	662.05	90.70	132.27	-	97.64
新座市	158,855	100.00	1,639	10,850.75	Aa	113.45	0.00	88.44	421.95	100.90	88.58	-	98.58
狭山市	144,542	85.60	1,727	7,274.38	Ac1	112.90	0.00	336.57	576.16	97.32	108.21	-	98.92
朝霞市	141,112	83.80	1,155	12,816.71	Aa	113.07	0.00	385.13	141.29	91.16	67.73	-	99.13
戸田市	135,617	94.19	1,023	10,746.20	Aa	103.32	0.00	121.73	301.72	92.96	79.79	-	98.05
入間市	128,824	93.38	1,815	8,016.43	Ab	109.36	0.00	139.96	341.13	94.75	106.92	-	97.87
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	124,297	78.98	2,343	6,913.07	Ac1	101.85	0.00	87.36	604.52	95.28	148.20	55.99	98.11
三郷市	124,177	84.82	2,214	9,137.38	Ab	111.19	0.00	44.29	1234.46	78.47	150.00	-	89.86
ふじみ野市	107,461	88.28	1,367	11,383.58	Aa	109.61	0.00	660.19	198.69	107.55	65.90	-	97.33
富士見市	107,308	87.51	1,650	12,580.07	Aa	112.85	0.00	149.04	274.22	107.35	82.25	-	99.38
久喜市	105,602	80.99	1,870	5,485.82	Ac1	102.79	0.00	35.22	1325.09	72.08	150.00	-	93.34
熊谷市	92,837	81.71	2,042	4,891.31	Bd1	113.85	0.00	45.46	995.11	80.95	147.68	53.49	93.29
鴻巣市	92,147	80.57	2,310	6,130.87	Bc1	103.01	0.00	157.22	413.14	75.82	150.00	-	94.90
深谷市	83,236	82.02	3,520	4,606.31	Bd1	101.97	0.00	52.28	922.24	100.00	183.68	64.86	89.87
和光市	81,279	100.23	1,262	10,555.71	Ba	111.55	0.00	146.98	449.95	97.45	71.65	-	99.18
志木市	76,131	79.22	2,255	12,122.77	Ba	112.65	0.00	256.72	399.22	109.53	103.13	-	99.02
八潮市	73,826	83.10	1,980	8,476.00	Bb1	109.58	0.00	67.80	1429.90	76.59	133.77	-	92.09
蕨市	72,864	85.33	1,309	15,117.01	Ba	104.49	0.00	68.01	423.59	90.90	86.30	-	99.50
桶川市	61,770	80.84	1,980	7,560.59	Bb1	101.22	0.00	25.99	488.09	65.14	158.00	-	95.72
吉川市	60,845	94.26	1,870	9,232.93	Bb1	111.17	0.00	113.69	686.39	134.77	81.43	-	97.05

【埼玉県・公共下水道事業】

経営比較分析表

団体名	処理区内人口(人)	有収率(%)	家庭料金 20m(円)	処理区域内人口密度(人/km ²)	類似団体区分	経常収支比率(%)	累積欠損比率(%)	流動比率(%)	企業債残高 対事業規模 比率(%)	経費回収率(%)	污水处理原価(円)	施設利用率(%)	水洗化率(%)
加須市	58,986	93.37	1,952	5,952.17	Bc1	104.02	0.00	44.25	706.50	70.70	150.00	47.67	84.71
飯能市	55,763	79.04	2,706	5,275.59	Bc1	104.56	0.00	37.57	971.04	105.88	138.55	60.83	95.60
北本市	49,212	72.31	1,980	7,836.31	Bb1	107.32	0.00	70.66	602.73	74.08	132.60	-	99.37
本庄市	47,571	102.99	2,497	4,048.60	Bd1	108.66	0.00	132.30	426.09	95.88	150.00	-	89.42
東松山市	47,459	76.56	2,035	4,554.61	Bd1	102.55	0.00	46.84	616.78	102.37	132.42	78.08	98.08
行田市	45,099	65.96	2,035	4,818.27	Bd1	108.83	0.00	25.24	1278.18	74.43	150.00	-	89.98
蓮田市	43,160	87.12	1,980	6,451.42	Bc1	101.83	0.00	94.97	674.82	75.35	149.22	-	93.49
白岡市	37,053	86.91	2,443	7,322.73	Bc1	102.80	0.00	53.68	1270.24	74.77	150.00	-	96.35
毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	37,006	89.85	1,925	4,619.88	Bd1	99.74	0.00	68.81	1067.23	62.62	173.13	42.50	89.91
日高市	36,019	95.74	2,761	5,051.75	Bc1	115.86	0.00	67.15	817.28	98.11	161.25	54.98	99.84
伊奈町	34,219	92.98	2,398	6,444.26	Bc1	107.59	0.00	29.83	842.52	103.61	126.07	-	92.86
秩父市	33,590	60.08	2,151	3,434.56	Bd1	111.79	0.00	98.09	366.47	82.73	150.00	52.20	98.44
三芳町	30,694	87.24	1,540	10,030.72	Ba	112.24	0.00	898.07	99.54	86.32	104.29	-	99.48
杉戸町	27,887	90.97	1,870	6,252.69	Cb1	119.09	0.00	32.65	1063.91	86.70	116.17	-	91.52
宮代町	24,626	77.39	1,883	6,566.93	Cb2	104.72	0.00	33.13	139.92	67.04	146.67	-	94.83
羽生市	19,772	80.89	2,310	4,317.03	Cc1	103.30	0.00	70.81	2010.51	69.56	150.00	53.69	90.83
松伏町	19,686	89.34	2,035	7,030.71	Cb2	102.70	0.00	40.68	614.40	69.78	150.00	-	85.30
小川町	15,620	90.96	2,410	3,240.66	Cc2	107.80	0.00	73.96	131.84	98.71	141.38	-	81.60
嵐山町	11,975	90.79	2,530	3,939.14	Cc2	113.97	0.00	58.53	228.20	98.61	178.10	-	91.40
滑川町	11,142	90.74	2,530	4,081.32	Cc2	68.14	-	-	645.61	83.33	172.83	-	97.80
皆野・長瀬下水道組合(普通会計分)	10,565	95.41	2,310	2,384.88	D2	98.53	0.00	89.96	2798.63	82.54	150.00	39.96	82.99
川島町	9,937	87.44	1,540	3,057.54	Cc1	103.24	0.00	99.74	408.83	84.60	114.07	-	97.99
寄居町	8,642	91.04	2,310	1,704.54	Cd1	103.52	0.00	65.25	1168.15	100.00	153.32	-	89.62
上里町	4,292	100.00	2,167	2,980.56	Cc3	100.74	0.00	83.89	3267.71	91.15	172.66	-	52.70
吉見町	2,530	101.84	2,145	2,555.56	Cc2	137.58	-	-	119.89	147.62	130.62	-	96.36
美里町	777	100.00	2,563	2,775.00	Cc3	48.93	-	-	0.00	24.54	487.51	-	35.78
神川町	449	95.00	2,420	831.48	Cd3	107.45	0.00	15.70	4522.44	26.74	1042.28	-	22.72
55団体平均	112,663	87.44	2,065	7,027.97	-	106.11	0.00	124.44	798.04	88.36	153.72	54.39	91.58
全国平均	-	-	-	-	-	108.70	1.34	252.29	268.07	97.47	174.75	59.97	89.76

総財公第6号
総財営第1号
総財準第2号
令和4年1月25日

各都道府県総務部長
各都道府県企業管理者
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務、財政局長
各指定都市企業管理者
各指定都市議会事務局長
各企業団企業長

殿

総務省自治財政局公営企業課長
(公印省略)
総務省自治財政局公営企業経営室長
(公印省略)
総務省自治財政局準公営企業室長
(公印省略)

「経営戦略」の改定推進について

公営企業については、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、経営環境が厳しさを増す中であって、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められます。

中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要です。「新経済・財政再生計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定。以下、「改革工程表」という。）においても、経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすることとされています。

経営戦略の見直しに当たっては、特に、次の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠ですので、適切に御対応いただきますよう

お願いします。

- ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
- ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
- ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
- ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- ⑤ ①～④の事項を情勢変化に合わせの確に反映できるよう、経営戦略は「3～5年毎に改定すること」（経営戦略策定・改定ガイドライン）

これらのこと等を踏まえ、経営戦略の改定を支援するため、今般、別添のとおり「経営戦略策定・改定マニュアル」及び「経営戦略の策定に関するQ&A」を改定し、「経営戦略確認リスト」に必須項目等を追加しましたのでお知らせします。

各地方公共団体におかれては、以上の趣旨を御理解いただくとともに、下記の内容にも御留意の上、より質の高い経営戦略となるよう、積極的に取り組まれるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても、この旨通知していただくとともに、市区町村等の取組について、具体的かつ積極的に実効性のある支援等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 改定の推進について

改革工程表においては、経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすることとされており、全ての事業において、より質の高い経営戦略となるよう、この期限までに経営戦略を改定することが求められる。

2. 支援措置について

(1) 「経営戦略策定・改定マニュアル」等の改定

総務省と地方公共団体金融機構が共同で実施した「人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会」の報告書等を踏まえ、次のとおり「経営戦略策定・改定マニュアル」及び「経営戦略の策定に関するQ&A」

を改定したので、参考とされたい。

- ・ 経営戦略において、経営の基本方針について記載の充実（具体的には、計画期間内における具体的な取組・目標等を記載すること。）を図ること。
- ・ 水道事業、簡易水道事業及び下水道事業については、料金水準が適切なものであるか、また将来の料金改定の必要性等について議会や住民の理解に資するよう、料金回収率や経費回収率の目標及び原価計算の内訳などを記載し、見える化を図ること。
- ・ 健全な経営を確保する上で必要な資金を確保するという観点から、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業については、所有している資産の規模、経営環境や事業の種類等の実情に応じて、「経営戦略のひな形様式」に追加した原価計算表等を活用し、資産維持費を料金算定に適切に反映すること。

(2) 人的支援

令和3年度に地方公共団体金融機構と共同で「経営・財務マネジメント強化事業」を創設し、令和4年度も引き続き経営戦略の改定等の取組について支援を行うこととしているので、積極的に活用されたい。

(3) 「経営戦略確認リスト」の見直し

毎年度実施している「経営戦略の策定状況等の調査」において、経営戦略への記載事項として示している「経営戦略確認リスト」について、実効性のある経営戦略の策定・改定に資するよう必須項目等を追加したので、改定に当たり活用されたい。

3. その他

経営戦略の策定を要件としている水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る地方財政措置については、令和8年度から、「経営戦略確認リスト」の必須項目を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定であるので、留意されたい。

事務連絡
令和2年7月22日

各都道府県下水道担当課長 殿
各指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
企画専門官

下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項

国土交通省では、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付け国水下企第34号）により、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえ、市民生活及び経済活動に与える影響にも十分配慮した上で、収支構造の見直しの検討等についてお願いしたところです。

「社会資本整備総合交付金交付要綱の改正について」（令和2年3月31日付け国官会第29901号）において、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）を策定すること等を交付要件としたところです。ここで、ロードマップとは、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」3（1）の経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したものを指すこととし、経営戦略を踏まえ投資及び財源における業績目標を設定していただくようお願いします。

また、ロードマップに基づき収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととします。

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

各都道府県におかれては、この旨、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても周知していただくようお願いします。